

# Beside you通信 第45号

## ●お知らせ - 新ロゴマーク&愛称が決まりました-



Tottori University

新ロゴマーク&愛称は、左のとおり決定しました。ロゴマークは、学名にある「鳥」を中心に、カラフルな羽根は多様性をイメージしています。

愛称「Beside you」は地域学部の大迫さんの作品を採用しました。学生や教職員の皆さまに寄り添う推進室という想いがこめられています。

新しいロゴマーク&愛称をどうぞよろしくお願いいたします。

#### この号の内容

- ◆お知らせ 新ロゴマーク&愛称が決まりました
- ◆活動報告 介護セミナーを開催しました
- ◆このひとに聞く 川﨑 拓人さん 研究助成係長
- ◆お役立ち情報 育児・介護休業法改正に伴う規程の 一部改正について

#### ●活動報告 - 介護セミナーを開催しました -

令和3年12月6日~令和4年1月31日までの約2ヵ月間、医学部の三好准教授を講師に介護セミナー「認知症高齢者と介護家族の安心・安全な生活支援」~高齢者の自動車運転を考える~を、manabaでのオンデマンド配信にて開催しました。

今年度は「高齢者の自動車事故」に焦点を当て、運転中止の課題について考える内容で、基礎編と 応用編の2本に分け、受講しやすくしました。

過去開催した介護セミナーは、高齢の親の介護を想定して、介護に関する知識や情報をお伝えするものでしたが、今回は「高齢者の自動車事故」に焦点を当て、運転中止の課題について考える内容としました。

基礎編では、日本の高齢化率と免許保有率、高齢者の自動車事故の統計、運転中止の課題について。応用編では、認知症有病率と認知症の種類、認知症高齢者の自動車運転中止に関する事例や安全運転相談窓口について学びました。





受講者は60代が最も多く、セミナーを受講した理由として「高齢による身体機能の衰えが運転に及ぼす影響を知りたかった」「高齢運転者が起こしがちな交通事故の特徴を知りたかった」との回答が上位となり、自身の問題として受講した方が多かったのではないかと思われます。

加齢に伴う身体機能の低下等のため、自動車等の安全な運転に不安のある高齢ドライバーやその家族が無料で相談できる安全運転相談があることについて、知らなかった方がほとんどであり、是非活用いただければと思います。

受講者からは、「ちょうど親の運転免許の返納について、家族で悩んでいたところだったので、大変参考になりました」「一方的に取り上げるのではなく、本人の事情や尊厳を考慮しながら、納得して返納してもらうことが大切とわかった」などの感想が寄せられました。

## ★このひとに聞く 川崎 拓人 さん 研究推進部 研究助成係長

育児休業を取得したきっかけは、初めての育児なので積極的に関わりたいと考えたことです。興味をもって調べるうちに、産後の女性は心身の不調が発生しやすく、この不調を顧みないと配偶者の信頼を失う、またその悪影響はしばしば長年にわたって尾を引くという情報を見て、取得の決意を固めました。

育児休業中の自分の主な役割は、夜泣きの対応でした。早朝3時半から6時頃は子供がほとんど寝ないで泣いていたため、妻を起こさないよう別室であやしていました。これによって妻のまとまった睡眠が確保され、体調の改善およびストレス軽減につながったのは育児休業取得の大きな効果でした。

育児休業期間の1ヶ月はあっという間でした。子供と長時間一緒に過ごせるのは嬉しく、また自分にとって新鮮な体験も多く面白いものでした。一方で、一人では何もできず意思の疎通がほぼ不可能な相手を24時間気にかけて世話するのは大変だ

ということもわかり、育児の苦労を知る入口に立てたように感じました。



自分は妻の実家に手助けしてもらえるたいへん恵まれた環境でしたが、それでも上記のとおり大変だと感じる場面はあったので、もし妻に任せきりであったら多大な負担をかけてしまったことは想像に難くありません。これを認識したことが、育児休業からの復帰後も子供の世話に注力する一つの動機になりました。

育児休業が万人にとって良い経験になると断言はできませんが、仕事から離れて新しい家族と過ごすという体験はなかなか得がたいものであるのも確かです。 取得される方はせっかくですので積極的に家事・育児に関わると、より有意義な時間になるかと思います。

### ★お役立ち情報 - 育児・介護休業法改正に伴う規程の一部改正について-

出産・育児、介護による離職を防ぎ、男女ともに仕事と出産・育児、介護を両立できるよう、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、それに伴い本学の規程が一部改正されましたのでお知らせします。



- ・申出時点で「引き続き雇用された期間が6ヵ月以上であること」の要件が削除。
- ②介護休業取得要件の緩和
  - ・申出時点で「引き続き雇用された期間が1年以上であること」の要件が削除。
  - ・「介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から<u>6ヵ月</u>を経過する日 までに雇用期間が満了し、かつ雇用の更新が明らかでないこと。」に改正。

#### ご要望・ご相談などは、下記までお寄せください

7680-8550

鳥取市湖山町南4丁目101

ダイバーシティキャンパス推進室(地域学部棟4階)

TEL: 0857-31-5769 または 内線2166

FAX: 0857-31-5797

Email: diversity@ml.adm.tottori-u.ac.jp H P: https://www.tottori-u.ac.jp/5683.htm

室長:細井 由彦 理事

専任コーディネーター:長谷 順子 (キャリアコンサルタント)





Tottori University Office for Campus Diversity

鳥取大学ダイバーシティキャンパス推進室